

## 相模原市地域子育て相談機関（かかりつけ園）事業業務委託仕様書（受託候補者選定用）

## 1 名称

相模原市地域子育て相談機関（かかりつけ園）事業業務委託

## 2 目的

本事業は、主に妊産婦、未就園児のいる子育て家庭等の育児不安・負担の軽減、孤立防止等のため、身近な地域における相談の機会の充実を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

※令和9年度及び令和10年度についても、年度ごとに委託契約を締結する予定ですが、各年度の当初予算の成立後に手続きを行います。

※相談支援事業（4（1）に定めるもの。）は、令和8年10月からの開始を予定しています。

## 4 事業内容

次の（1）から（4）までに定めるものとする。なお、これらの事業のほか、受託者が独自に事業を実施することを妨げない。

## （1）相談支援

ア 妊産婦、子育て家庭等からの個別相談に応じ、相談記録を作成すること。対応に当たっては、対面、電話、メールなど複数の方法を備えること。

イ 相談を通じて実情の把握に努め、相談内容、利用者やその家庭の状況などを踏まえて必要な情報の提供や子育て支援に関する事業、施設等の円滑な利用を支援すること。

ウ 必要に応じて、地域子育て相談機関から利用者に連絡し、実情の把握に努めること。

エ 継続的な関わりが必要な妊産婦、子育て家庭等については、相談記録を作成し、関係機関と共有するとともに、必要に応じて、関係機関と連携して支援すること。

## （2）子育てに関する情報の収集及び提供

ア 子育てに関する情報や主に事業を実施するまちづくり区域内の子育て支援に関する情報を収集し、子育て家庭等に提供すること。

イ 情報提供に当たっては、チラシやパンフレットの提供のほか、SNSの活用などにも努めること。

ウ 本事業を実施するまちづくり区域を中心に、地域子育て相談機関であることについて広く周知すること。

## （3）妊産婦・子育て家庭とつながる工夫

ア 妊産婦・子育て家庭が、気軽に訪れ、地域子育て相談機関と関わりを持てるように次に掲げる事業等を実施すること。

## （ア）交流事業

妊産婦や子育て家庭等が気軽にふれあえる場となる事業を開催する。

(イ) 講座、研修会等

地域の子育て家庭や子育てに関わる団体を対象とした子育てに関する講座、研修会等を開催する。

(ウ) 園庭開放等

地域の子育て家庭が、気軽に訪れることができる機会（園庭開放や身長・体重測定など）を設ける。

イ アに掲げる事業等を周知すること。周知に当たっては、チラシやパンフレットのほか、SNSなど多様な方法により行うこと。

(4) 研修への参加

相談支援対応力の向上を目的とした関係機関合同研修に、原則として参加すること。

## 5 対象範囲

(1) 活動範囲

本事業を実施するまちづくり区域。ただし、本事業を実施するまちづくり区域以外の市民の問合せや来場があった場合についても、適切に対応すること。

(2) 対象者

全ての妊産婦及び子育て家庭

## 6 実施日及び実施時間

(1) 実施日

週4日以上実施するものとし、あらかじめ実施する曜日を決めること。なお、次に掲げる日は、休業日とすることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年の1月3日まで（アを除く。）

(2) 実施時間

午前9時から午後5時までの間において、合計4時間以上実施するものとし、あらかじめ実施する時間を決めること。

(3) 周知

実施日及び実施時間について、周知すること。

## 7 実施体制

(1) 職員配置

(2) の要件を満たす職員を1名以上、配置すること。

(2) 配置職員の要件

次のア又はイに該当すること。

ア 子育て支援員研修事業実施要綱における「基本研修」「基本型専門研修」を修了し、かつ、地域子育て支援拠点事業や子育て広場事業等における相談業務（保護者支援業務）の実務経験※を有すること

※実務経験の期間は、保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合は1年、それ以外の者の場合は3年

イ こども家庭ソーシャルワーカー

### (3) 設備等

ア 継続して実施できる場所であること。

イ 個別相談の対応時にプライバシーに配慮した相談スペースを確保すること。

ウ 交流の場として利用する場所（4（3）アの事業を実施する場所）は、概ね親子10組が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。（33㎡以上が望ましい。）

エ 乳幼児及び保護者の利便性を考慮した設備（授乳コーナー、流し台、トイレ、水道、ベビーベッド、遊具、エアコン等）を設置すること。

オ 利用者のベビーカーを置くスペースを確保すること。

カ 利用者が駐車できる場所を確保するよう努めること。

キ 掲示やホームページ等により地域子育て相談機関である旨を表示すること。

ク その他、乳幼児の安全に配慮し、利用者が快適に過ごすことができる工夫をすること。

## 8 市への報告

市への報告を次のとおり行うこと。なお、報告に用いる様式は、別途提示する。

また、この他に市から必要に応じ、報告を求める場合がある。

### (1) 事業計画

受託者は、契約締結後、速やかに相模原市地域子育て相談機関事業実施計画書及び相模原市地域子育て相談機関事業収支予算書を作成し、市に提出すること。

### (2) 月次報告

受託者は、翌月10日までに、相模原市地域子育て相談機関事業月次報告書を作成し、市に提出すること。

### (3) 相談支援記録

受託者は、本事業の利用者への相談支援の記録を作成し、適切に管理するとともに、市の求めに応じて提出すること。

### (4) 事業報告

受託者は、契約期間満了後、速やかに、相模原市地域子育て相談機関事業実績報告書及び相模原市地域子育て相談機関事業収支決算書を作成し、市に提出すること。

## 9 禁止事項

地域子育て相談機関事業の実施場所において、次の活動を行うことを禁止する。

### (1) 営業活動

### (2) 勧誘活動

### (3) 宗教活動

### (4) 政治的活動

### (5) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められること。

## 10 遵守事項

- (1) 事業の実施に当たっては、事業の目的を十分に理解し、公平、適切な対応を行うこと。
- (2) プロポーザルにおける提案内容を遵守すること。
- (3) 事業に係る個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号）その他関連する規定に則り、契約の締結による遵守、個人情報保護方針の策定等の措置を適切に講じること。
- (4) 事業の実施に伴い作成し、又は受領する文書等は、相模原市公文書管理条例（平成25年相模原市条例第46号）に準じて文書の管理等に関する規定等を定め、適正な管理をすること。
- (5) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること。また、事故発生時には市に報告すること。
- (6) 事業において、飲食を伴う場合は、衛生管理等には十分に注意すること。また、関連する法令等がある時は遵守すること。
- (7) 利用者からの苦情・要望の受付・処理を迅速かつ適切に実施すること。
- (8) 受託者は、市が委託により実施するアドバイザー業務の受託者（以下「アドバイザー機関」という。）との連携により、円滑な事業運営を図ること。また、従事する職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を職員に促すとともに、自己研鑽に努めるよう求めること。
- (9) 地域子育て相談機関の利用は無料とし、利用者から利用料等を徴収することはできない。ただし、事業、講座等の実施に係る実費（材料費等の経費）で、特定の個人の利用に係る経費を利用者から徴収することができるものとする。
- (10) 本事業は、「かかりつけ園」を通称とする。受託者においてもこの通称を使用すること。
- (11) 相模原市環境方針の主旨を踏まえ、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減に取り組むとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

## 11 その他

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託者は、市及びアドバイザー機関と十分協議の上、準備を行うとともに、事業開始後においても常に連携し、本事業の効果的な運営に努めること。
- (3) 受託者は、本事業の実施に当たり、関係帳簿類や支出証拠書類を整備し、適切な事業運営に努めること。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、市と受託者で協議の上、決定するものとする。